「施策・事業の見直し（試案）」について各局・区とのオープン議論

平成24年４月19日（木）

大阪市役所　本庁舎屋上（Ｐ１）階会議室

「上下水道料金福祉措置」

（事務局）　それでは、施策・事業の見直し（試案）に対するオープン議論を開始いたします。

本日の議論は９時から13時までと、18時30分から22時20分までの予定となっております。

本日の議論の進行状況をＵＳＴＲＥＡＭライブで動画配信をいたしますので御了承願います。

報道機関の方々の撮影、録画、録音等については所定の位置からお願いします。

出席者の方々へのお願いです。発言はマイクを通してお願いします。発言の際には、補職名と氏名を名乗ってください。

それでは所管局と改革ＰＴとの間での試案についての議論を開始します。

福祉局・健康局・区の上下水道料金福祉措置です。最初に改革ＰＴから見直しの趣旨説明をいたします。

（改革ＰＴ）　市政改革室、事業再構築担当部長の長沢です。よろしくお願いいたします。

上下水道の福祉措置でございますけれども、重度障害者世帯、ひとり親世帯、高齢者世帯等に対しまして水道料金及び下水道料金の基本料金相当額を減免行うものでございます。

見直しの考え方ですけれども、比較４市、見ましたところ、実施しておらないところが２市ございまして、また実施されておられる市におきましても介護度の高い方等に限定をして実施をしておるという状況でございます。そういったことから、本市の厳しい財政状況の中で、現役世代への重点投資という視点に立ちまして当制度を見直し、廃止をするということでございます。

実施時期につきましては25年度と考えております。

以上でございます。

（事務局）　続きまして、試案に対する所管局の見解表明を願います。時間は３分から５

分です。お願いします。

（健康局・福祉局・区）　福祉局長の山田でございます。

では、私のほうから上下水道料金福祉措置につきまして、これ、きょう半日のお話し合いの冒頭でもございます、今、ＰＴからもございましたけれども、見直しの考え方として現役世代への重点投資の視点に立ち、施策転換を図る必要があるため、こういうお話でございますけれども、少し総括的に福祉の立場から発言をさせていただきたいと思います。

今回の試案、４指定都市の標準的な水準に合わせることということで見直しを図ろうとされております。ただ、大阪市におきましては大阪市固有の状況がございます。例えば全国平均に比べまして一人暮らしの高齢者の割合が非常に高い、あるいは生活保護に代表されますように貧困の問題がございます。以上のような状況を十分踏まえて見直しに取り組んでいただきたいと思っております、これが一つ。

それから、現役世代への重点投資ということでございますけれども、私ども福祉につきましては、最終的には重度の障害者、あるいは認知症、あるいはその家族の方々への支援、あるいは児童、高齢者、障害者に対する虐待の問題ですとか、それからサービスへつなぐ仕組み、介護保険制度や障害者の福祉サービス、非常に充実してきておりますけれども、なかなかスムーズにサービスにつなぐことができないという、そういうサービスの仕組み、つなぐ仕組みということ、ここら辺が今後の大きな課題だと思っております。

当初予算におきましても、例えば難病対策、子供の難病医療費助成でございますとか、障害者の日常生活用品におけるストマですとか、西成の結核対策ですとか、福祉保健分野において特別の御配慮も願っております。今後の施策の再構築に当たりましては、このような視点についてもよろしくお願いをしたいと思います。

福祉局、健康局の費用はそれぞれ一人一人の市民に直接影響を及ぼすものばかりでございますので、よろしく御配慮をお願いしたいということで、まず総括的にお願いをいたします。

それから、上下水道福祉措置の中身につきましては、担当部長から詳細に説明をさせていただきます。

（健康局・福祉局・区）　福祉局生活福祉部長の輪違でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから上下水道料金福祉措置について御説明させていただきます。上下水道料金の福祉措置につきましては、昭和48年３月の水道料金の値上げに伴いまして、67歳以上の高齢者世帯、それから生活保護世帯やひとり親世帯、それから重度障害者世帯の負担軽減を図ることを目的に、当時の民生局の負担によりまして、昭和48年４月から各世帯の水道料金の基本料金の免除を行ったところでございます。その後、昭和50年４月には下水道料金についても基本料金の免除を行ったと。その後、平成５年10月からは高齢者世帯の対象範囲を変更いたしまして、当初は67歳以上の高齢者世帯でございましたけれども、夫婦どちらかが65歳以上で配偶者が60歳以上の世帯に対象者を拡大したところでございます。平成18年９月末で生活保護世帯につきましては保護費と二重にかぶるということもございまして、減免を廃止をしたところでございます。

ＰＴさんのほうから御指摘がございましたように、本市の厳しい財政状況の中、この制度の見直しについては私どもも当然必要であると考えております。この２年前、20年９月、それから21年２月にも、当局といたしましても見直しを検討いたしまして、市会にも上程をさせていただいた経過もございます。今回につきましては、私ども、できましたら生活の負担の軽減を図るという観点から、今回、ことしから介護保険料も値上げをされてるところでございますので、高齢者世帯につきましては低所得者世帯への経済的負担の軽減に着目をいたしまして、介護保険料段階の１・２段階、いわゆる本人及び世帯全員が市町村民税非課税世帯であって、なおかつ合計所得金額及び課税の年金収入が80万円以下、この方たちを対象に何とか残していただけないかと考えております。

また、障害者世帯につきましては、現在、いわゆる重度の障害者の方を対象にということで、身体障害者、それから知的障害者、それから精神障害者の方を対象にしております。この方々に対しましては生活の負担軽減を図るという観点からこの制度を行っておりますので、この分につきましては、引き続き現行どおり何とかお願いできないかと考えております。

それからもう１点、ひとり親世帯につきましては、これはこども青少年局さんが担当でございますけれども、こども青少年局さんはこれは一応廃止をすると聞いております。

これでいきますと、トータルで高齢者世帯の分が一部減ってまいりますので、減され

る分が約14億円の減という形になってまいります。そういうことで、何とかこの制度の見直しについては図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（健康局・福祉局・区）　続きまして、健康局長の林でございます。

資料２ページでございます。先ほど重度障害者に対する上下水道料金の福祉措置、ございましたけれども、同じように精神障害者、手帳１級所持者に対する措置を講じてるところでございます。とりわけ精神障害者につきましてはこれまで保健医療等が中心でございまして、社会復帰のための福祉措置、これ国レベルにおきましても非常におくれておりまして、平成７年の精神保健福祉法の施行によってやっと手帳制度ができたということでございます。この上下水道料金の措置につきましても、私ども平成11年10月からようやく実施できたところでございます。

いずれにしましても障害者全般につきまして、まだまだ社会での受け入れが進んでおりませんで、就労に結びついていないという状況がございます。そういう意味では生活が不安定ということでございますので、この上下水道料金福祉措置、一定そういった方々の生活の安定に寄与してるものと考えておりまして、今後とも引き続きお願いしたいと考えております。

（事務局）　フリー形式での議論を開始します。時間は13分から15分です。予定時間を超過した場合、議論を中断することはありませんが、合図に呼び鈴を鳴らしますので、円滑な進行に御協力をお願いします。

（改革ＰＴ）　上下水道の福祉措置につきましては、やはり他団体なんかを比較いたしましても未実施のところもございますし、受益と負担という考え方からいきますと、やはり基本料金も負担いただかないといけないのではないかと思っております。

また、今回、福祉局さんからお示しをいただいております案ですと、介護段階の１・２の部分を減免ということなんですけど、これ生活保護も含まれるということになってくるんでしょうか。先ほどのお話では平成18年に廃止をしたところなんですけれども、生活保護世帯についてはしっかりと給付もしておりますので、そのあたりの考え方はどうかという点と、また障害者の方々に対しましても、所得という点で見ていくならば、障害者の方についても所得で制限をしていくとか、統一的な考え方というのもまた必要ではないかと思っておるところでございますが。

（健康局・福祉局・区）　まず生活保護の方でございますけども、これは基本的にはもう

今までどおり対象にはしないという形でまいりたいと思います。

それから、重度障害者の方でございますけれども、先ほど健康局長からもお話ございましたように、これ重度の障害者の方、ほとんどが障害年金だけで生活をされてる方、ほとんどでございます。やっぱりなかなか就労に結びつかないということもございますので、その辺は基本的には同じような要件になるのかなと考えております。

（改革ＰＴ）　市政改革室長の谷川ですけれども、今の点ですけど、確かにこれ議論がいろいろあると思いますんで、所得者層でやはり一定の配慮が必要かどうか、これはある意味、一つの判断なのかなと思っております。ただ、そういう生活上の負担軽減を図るという観点であれば、先ほどほとんどの方がそうだというお話がありましたけれども、制度としては何がしかのやっぱり整合性といいますか、趣旨と実際の制度、そういうものが連動してるというかマッチしてる、そういう制度であるべきではないのかなと思っております、行政としての制度として。比較４市の中でも実施してる市のうち、市の２市ですか、２市が世帯限定とか一定の限定を重度障害者の方等についてもされてたんじゃないかなと思うんですけど、ちょっと事実関係、その辺、まず教えていただけます。

（健康局・福祉局・区）　まず高齢者世帯の方につきましては、先ほどお話がございましたように、要介護度４・５の市町村が今のところ５市ほどございます。それから所得制限を設けるところは基本的には名古屋市さんだけで、ここも老齢福祉年金支給世帯だけが対象になってるというところでございます。それから重度障害者世帯につきましても、基本的にはこちらのほうが逆にこういう高齢者世帯よりも対象にされてる市町村、７市町村ございます。そういう意味でいきますと、やっぱり重度の障害者の方に対するそういう生活支援の視点は各市町村も持っておられるのかなと考えております。その中で所得要件を入れておられるところについての重度障害者の場合は、東京都さんがこれ特別児童扶養手当の受給世帯という形で限定されておったりとか、千葉市さんも同じように特別児童扶養手当受給世帯、それから市町村民税非課税世帯という形で一定のそういう所得制限を設けておられるところもございます。

先ほど御指摘ございましたように、高齢者とそういう障害者の方、一定そういう世帯の水準等を勘案するのであれば、一定の基準は出るのではないかという御指摘もございましたので、その辺は一定、私たちとしても検討してまいりたいと考えております。

（改革ＰＴ）　それともう１点は、以前もこの制度については見直し案というのを局でも

検討されて出されたというお話ですけれども、その内容と今回の内容と違いがあるのかないのかというのを教えてもらえます。

（健康局・福祉局・区）　平成20年９月のとき、私どもが改革、いわゆるそういう見直しという形で出させていただきましたのは、65歳以上の高齢者のうち要介護度４・５に限定をするという形で出させていただきました。その後、21年２月の議会のときには、それに３年間の経過措置として介護保険料が第１段階及び第２段階に属する世帯が含まれる世帯についても減免の対象とするということで、要介護度４・５は基本に置きながら、そういう一定経過措置を３年間設けて、こういう所得の低い方も対象にしていくという形で御提案をさせていただいたところでございます。

（改革ＰＴ）　その内容を今回変えられた趣旨なり経過なりがあれば教えていただけます。

（健康局・福祉局・区）　先ほども申しましたように、非常に今回、介護保険料の改定もございましたし、これからそういう所得の低い方に対するいろいろ見直しもこれ以外にも出ておると聞いております。そういう意味で、一定やっぱりそういう低所得者の方に対して支援という形でこの制度は残していければ、何とかそれをお願いしたいという趣旨でございます。

（改革ＰＴ）　つまり状況変化があったというそういうことですか、21年の局案から、そういうふうな御趣旨。

（健康局・福祉局・区）　そうですね。

（改革ＰＴ）　市政改革室、総合調整担当部長の田中です。

参考までに介護保険料、どれぐらいアップされたのか教えていただけます、その間に。

（健康局・福祉局・区）　基本的に、これ介護保険料につきましては、今回いわゆる基準に該当するところで月額1,117円の上昇がございました。この介護保険料段階、第１段階、第２段階は、それのいわゆる0.5なり0.56ということになってますんで、約500円から600円の月額アップという形になっております。

（改革ＰＴ）　今回そういうことであれば、今、千五百七十何円ですか、そこの差というのはどう考えたらいいんですか。

（健康局・福祉局・区）　ほかの制度のことを我々がこの場で言うのはどうかと思いますけれども、これ以外でも来年度以降、例えば国民健康保険であったりとか、敬老パスの見直し等もございます。一定その辺で所得の低い方の負担が非常にふえてくるというところもございますので、できればこの分については何とかそういう所得の低い方

に対しては継続、維持できないかと考えております。

（改革ＰＴ）　あと健康局さんに同じ趣旨で、精神障害者の方の分につきましても制度の整理としては所得に着目してということであれば一定の整理をするということについての御見解はいかがですか。

（健康局・福祉局・区）　御指摘のとおり、１級手帳所持者一律にということがなかなか公平性ということから、所得制限についての検討は必要かなと考えております。

（改革ＰＴ）　財政局長の稲森です。

この制度の市民からの見え方なんですけど、例えば65歳以上のお年寄りの世帯のこの福祉措置を受けられる瞬間というのは、65歳になりはったら、それまでの水道料金とか下水道料金の請求書から基本料金部分が請求されなくなると見えるんですが。

（健康局・福祉局・区）　基本的にこれは本人からの申請に基づいてとなりますので、申請のあった方に対してはそういう形でとらせていただいてる。

（改革ＰＴ）　申請してない方はそのままになってるんですか。

（健康局・福祉局・区）　そうですね。

（改革ＰＴ）　このお金の流れはどういうふうになってるんですかね。

（健康局・福祉局・区）　一応、当局から本人さんについてはその分が減免されると、その分につきましては健康・福祉局から水道局さんにその分の負担をさせていただいてるということになります。

（改革ＰＴ）　そやから個人の方にはお金は通ってない。

（健康局・福祉局・区）　通っておりません。

（改革ＰＴ）　申請されたら大阪市の福祉局から水道局にお金が払われてるという形になるわけですか。

（健康局・福祉局・区）　そうです。

（改革ＰＴ）　そやから、この減免というか、軽減されているという効果というか、見え方というのは、お金だけで言うと市役所の中で動いてるだけで、払わなあかんお金が減ってるのは事実やと思うんですけど、余り見えへんと思うんですね、そういう意味で言うたら、個人給付といえども現にキャッシュが例えば振り込まれて、それで払った分が軽減されるというのではなくて、役所の中のお金の動きだけでなってるという感じになってるんですね。

市民の方と役所との関係で言うたときに、フォローというのか、自分はそうやなとか、

自分はそうやないなというところの特にそうでなくなる場合がありますよね、世帯で見てるんで、その辺の追いかけというのはどんな感じになってるんですかね。

（健康局・福祉局・区）　基本的には実務は水道局の事業所、事務所等の現場で受け付けをして、そのデータが送られて減免をするという形になります。今、局長がおっしゃってるように本人の意識といいますか、いつからどのような形でというのは申請をなさるときには意識はされますけれども、それ以降のやりとりの中でどの場で意識されるかというのは非常に確かに疑問がございます。今回、低所得者の配慮は別にいたしまして、高齢者全般の施策としては見直したいという思いを持っております。これは冒頭申し上げたように48年に、これは水道料金の値上げのときに附帯決議という形で低所得者、障害者に配慮してくださいという附帯決議に基づいて制度がスタートしております。ところが、この制度そのものが一人歩きをしまして、対象者が高齢者65歳云々ということで範囲がどんどん広がっていった経緯がございます。実は私どもの役所の同僚、部下のお父さんも奥さんと２人で住んどると、水道料金、基本料金ただになりますわ、これは私もいかがなものかなと、所得問題も含めましてというのは５年、10年前から考えております。一定これらにつきましては、普通に生活をされておられる高齢者の方々については同じように負担をしていただきたい。ただ、先ほど来、申しましたように、重度障害者ですとか、あるいは高齢者でも低所得の方々については引き続き一定の配慮をお願いしたいということで考えておりますので、多くの高齢者の方々は申請をなさらない方もたくさんおられると思います。この前の見直しのときに、初めてこんな制度があったんだとかえって広めるような形になったようなこともございましたので、そこまで配慮する必要はないけれども、低所得者、あるいは障害者については引き続き配慮をお願いしたいというのが今回の趣旨でございます。

（改革ＰＴ）　やっぱり限られた税金でやってるやつですんで、やっぱりより効果が本当に必要な人のところに届いて、それがちゃんと見えるようにやっぱりやっていくのが我々がせっかくこうしてやってることやと思いますんで、やっぱりもう40年ぐらいなる制度ですから、そういう意味でもいろんな意味で対象がふえてるということもありますし、余り制度的に十分見えなくなってきてるとこもあるのかなと思いますんで、それはやっぱり大きな、局長さっき言われたように全体の中でどういうところが本当に見えやすいかというか、効果があるかということで、また議論させていただかなあかんなと思ってますんで。

（改革ＰＴ）　それと、あと低所得者の関係ですけれども、これは預貯金持っておられる方なんかは配慮されない仕組みになるんですよね、そういう関係は。

（健康局・福祉局・区）　そうですね、一応、今、先ほど言いましたように介護保険料の段階で区別するという形になってますんで、その辺は配慮されてません。

（改革ＰＴ）　さっき局長からもあったんですけど、基本的なとこで高齢者世帯の定義というたら何になるんでしたっけ。

（健康局・福祉局・区）　一応、夫婦どちらかが65歳以上で配偶者が60歳以上の世帯という形になってます。

（改革ＰＴ）　ですから、例えばお子さんと一緒に同居されてるとかというと、一応、世帯ごとに水道分離されてたら別なんですけど、同じように使ってたらそこも対象になりますよということですよね。

（健康局・福祉局・区）　ただ、今回、いわゆる介護保険料でいきますと、本人及び世帯全員が非課税やということが前提になっておりますので、その辺は今回導入することによって若干減ってくる可能性はあると思います。

（改革ＰＴ）　それじゃ一応世帯全体での収入認定をするということで、今の部分についてはクリアできるということですか。

（健康局・福祉局・区）　そういうことでございます。

（改革ＰＴ）　低所得者の方々への配慮という局の御意見は御意見として承りはします。ただ、確認をしておきたいんですけども、私どもＰＴ資料にも上がっておりますけれども、資料の真ん中の欄の事業内容の点線の枠囲いの中なんですが、私どもで比較させていただきました比較４市の中で、未実施が２市で、実施している横浜市、名古屋市でも減免世帯を限定ということで、要介護度４・５という、先ほど21年度に局のほうに示された案と同じですね。名古屋市では老齢福祉年金受給世帯ということでかなり限定的な形になってるということ、それに対しまして、介護保険料段階１・２に該当するということで言うとかなり幅広く突出するということになるのかなと思ってるんですけど、これは一応そういう理解でよろしいですね。

（健康局・福祉局・区）　そうですね。

（改革ＰＴ）　わかりました。御意見は御意見として承りました。